

国立大学法人秋田大学総合技術部調整委員会実施細則

平成19年3月14日

規則第197号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人秋田大学総合技術部運営委員会規程第8条第2項に基づき秋田大学総合技術部調整委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、秋田大学総合技術部（以下「総合技術部」という。）の次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 各部局技術部の連絡調整に関すること。
- (2) 総合技術部の専門技術研修の実施及び評価に関すること。
- (3) 総合技術部への技術相談、業務依頼等、技術支援に係る総合的業務の実施に関すること。
- (4) 総合技術部運営委員会の決定事項の実施に関すること。
- (5) その他総合技術部の運営に係る調整事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合技術部副部長
- (2) 各部局技術部の総括技術長
- (3) 総合技術部長が指名する各部局技術部の副総括技術長又は技術長各3名以内
- (4) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総合技術部副部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる

(専門技術室会議)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事課の協力のもと総合技術部において処理する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第4号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から実施する。